

出来事（2011年8月）

1. 食品添加物の新規指定

8月に新規指定された品目はありません。（現在：420品目）

イソキノリンとピロールの2品目（いずれも香料）は、WTO通報を終え指定待ちです。

WTO通報中の品目はありません。

2. 食品添加物の国際調和

・サッカリンカルシウム：

内閣府食品安全委員会の健康影響評価を終え、8月25日に厚生労働大臣に通知されました。

・カルミン：

7月26日と8月23日に内閣府食品安全委員会添加物専門調査会で審議されました。指摘された資料が整い次第再審議されます。

3. 生肉の規格基準、表示基準

7月22日、消費者庁から生食用食肉の表示事項について、パブコメの募集が行われました。

7月28日、厚生労働省が生肉に規格基準を設けること、並びに表示基準を定めることがWTO通報されました。（期間：30日間）

4. 食品の放射能問題

福島第一原発事故から約半年が経過しようとしています。放出された放射性セシウム量は、広島原子爆弾の量を遥かに超えました。チェルノブイリ原発事故で「強制移住」の対象となった基準を超えた地域、年間500mSvを超えると推計される地域などの厳しい事実が明らかになってきました。そうした中で、牛肉、魚介類、その他の多くの食品の汚染が懸念されています。

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。

2) 出荷制限（8月29日 現在）

（2ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

3) 検査結果（8月22日 現在）厚労省

（3ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001mmfw-att/2r9852000001mmmq.pdf>

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月29日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{*1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{*2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{*2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{*3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市、本宮市) 7/22～:(新地町)	—
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{*4}) 5/13～:(2市2町1村 ^{*5})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、榎原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(融川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{*6}	7/19～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		茨城県	
その他	茶	6/2～:(全域)	—
		栃木県	
肉	牛肉 ^{*6}	8/2～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
その他	茶	6/2～:(小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)	—
		群馬県	
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
肉	牛肉 ^{*6}	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		岩手県	
肉	牛肉 ^{*6}	8/1～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

●暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、
ユズ（出荷制限 2011.08.29.）

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

●警戒区域で年間積算放射線量が 500mSv を超えると文部科学省が公表

8月19日、文部科学省は、福島第一原発事故で警戒区域（20km）に指定された9市町村のうち8市町村の推計量を公表した。西南西3kmの大熊町小入野では、年間積算放射線量が508mSvに達することになり、除洗作業の困難さが浮き彫りになった。

4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。最新情報は、8月29日です。（但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0829.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（8月3日 現在）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/madoguchi_110803.pdf

5) WHO が発信する情報（日本における地震と津波）

WHO西太平洋地域事務局は、Situation Reportと日本語訳（仮訳）を出し、詳しく日本の状況を報告しています。「WHO SITREP No.35」（7月6日）で更新が止まっています。

http://www.who.or.jp/index_files/WHOSITREP_No35_6July_JPmerged_FINAL.pdf

5. 食品表示の一元化

「昨年（2010年）3月30日に閣議決定され、本年7月に消費者庁食品表示課法令係長の任用が公募され、2012年度中に公表されると思われまます。」と、先月号に書きました。

「食品と科学」の2011年9月号に、元公正取引委員の糸田省吾氏が「食品表示統一法の制定に向けて」と題して、食品表示法のあるべき姿を例示しました。大変参考になります。

6. 国民生活センターの消費者庁への統合

8月26日、第15回タスクフォースにおいて、取りまとめがおこなわれました。それを踏まえ、政務三役による会議が開催されたのち、細野大臣が「試行・検証を実施し、しかるべき時期に政務として判断する」旨の記者会見が開催されました。統合は見送られた模様です。

7. 汚染された酢により11名が死亡（中国）

中国の新疆の西部地域で、イスラム教のラマダン休暇の夕食を食べた約150名の中の6歳の子どもを含む11人が死亡したと報じられました。不凍液が原因と考えられています。

<http://www.couriermail.com.au/news/breaking-news/tainted-vinegar-suspected-as-11-die-in-china/story-e6freonf-1226119746481>

報告者注：不凍液（ジエチレングリコール）を経口摂取したことによる死亡例は、1937年のアメリカ（105人）、2006年のパナマ（20数名）等、多くの死者が出た事例があります。

8. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年8月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・ 阪和興業株式会社、東邦物産株式会社、双日株式会社、日本生活共同組合連合会等がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」、「冷凍養殖むき身えび」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」等の命令検査で、合成抗菌剤エンロフロキサシン：0.01～0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。6月からエンロフロキサシンによる違反が増加しました。一方、昨年秋に多数の違反があったトリフルラリンの件数は減少しました。尚、2007年に改正されたエンロフロキサシンの魚介類に適用される残留基準は、「含有してはならない」です。
- ・ 住金物産株式会社が中国から輸入した加熱食肉製品（加熱後包装）の命令検査で、フラゾリドン（AOZとして）0.001ppm 検出による成分規格不適合、中外物産株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）の命令検査で、フラゾリドン（AOZとして）0.007ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。尚、合成抗菌剤フラゾリドンは「食品において不検出とされる農薬等」に該当します。
- ・ 近畿用品製造株式会社が中国から輸入した小麦製粘土 10 色のモニタリング検査で、指定外着色料が検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2011年8月30日）